

令和6年7月8日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
 各都道府県私立学校主管課  
 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課 御中  
 各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
 附属学校を置く各国立大学法人担当課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
 スポーツ庁政策課企画調整室

事件・事故情報の共有・注意喚起について  
 (水泳の授業中における小学生の死亡事案の発生について)

下記のとおり事件・事故情報を共有します。  
 再発を防ぐため、留意事項を踏まえ、各校の備えを改めて確認する等対応について  
 よろしくお取り計らい願います。

記

発生日時	令和6年7月5日 午前11時頃
被害状況	児童1名死亡
事件・事故の概要	体育の水泳授業中に溺れ、意識不明の状態での病院に搬送され死亡したもの
再発防止のための留意事項	令和6年4月30日付けスポーツ庁通知「水泳等の事故防止について(通知)」において、プールの施設面、管理・運営については、 <u>プール利用前に排(環)水口の蓋の設置の有無等の安全対策を講ずること、プールを安全に利用できるよう、適切かつ円滑な安全管理を行うための管理体制を整えること、学校における水泳指導に際しては、下記の資料も参考としつつ、児童生徒の安全管理、安全指導を徹底すること等について通知していますので、改めて、別添資料をご確認いただき、普段使用しているプールと異なる環境で授業を実施する場合も含め、適切な対応の徹底をお願いします。</u>
参考資料	令和6年4月30日付けスポーツ庁通知 <a href="#">水泳等の事故防止について(通知)：スポーツ庁(mext.go.jp)</a> 平成26年3月文部科学省 <a href="#">「学校の体育実技指導資料 第4集 水泳指導の手引(三訂版)」</a> 平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター (平成29年度スポーツ庁委託事業) <a href="#">「学校における水泳事故防止必携(2018年改訂版)」</a> 令和6年3月26日文部科学省 <a href="#">「学校事故対応に関する指針(令和6年3月改訂版)」</a>

※ 参考資料にはリンクを貼っていますので、クリックで資料に遷移します。

**【担当】**  
 (水泳の授業について)  
 スポーツ庁政策課企画調整室 学校指導係 電話：03-6734-2674  
  
 (学校事故対応に関する指針について)  
 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
 安全教育推進室 学校安全係 電話：03-6734-2966

## プールの安全管理等に関する参考資料

## 「学校の体育実技指導資料 第4集 水泳指導の手引（三訂版）」

(平成26年3月)

## 【主な記載内容】

## 第1節 水泳指導の安全管理

## 3 監視（主な掲載 P.126）

指導者と学習者相互による安全対策のほか、飛び込み事故、溺水事故、排（環）水口における吸い込み事故、プールサイドでの転倒事故等、プール内での事故を防止するため、監視の位置、監視の要点などについて事前に検討を加え十分確認をしておかなければなりません。

## (1) 監視者の位置

監視者の位置は、プール全体を見わたすことができ、プールの角部分などが死角にならないようなところとします。また、必要に応じて指導者の他に教諭、養護教諭及び保護者等で監視係を設けることも考慮する必要があります。

## (2) 監視の要点

- 水面上はもちろんのこと、水底にも視線を向けること。
- 水深が急に深くなるような部分や、水面がぎらぎら反射するような部分には特に注意すること。
- プールの安全使用規則を無視する者には直ちに注意を与えること。
- 監視に必要な物品、例えば笛、メガホン、救急用具等を用意しておくこと。
- 監視員は水着を着用していること。

## 第3節 施設・設備の安全管理

## 2 適切な水位設定の考え方（主な掲載 P.138）

各学校で学習効果が上がり、事故回避につながるよう、対象学年・体格・泳力・学習内容などに応じた無理のない水位を設定する必要があります。

## 【主な留意事項】

- 泳力差や体格差のある児童生徒が、効果的・効率的な水泳学習をするために、プールの形状を考慮して浅い場所を選んだり、プールフロアを利用したりして適切な水位設定を行うなどの工夫をすること。
- 水を抜くなどの方法で水位を調整する場合は、授業の前後で担当教職員と引き継ぎをして水位を確認すること。
- 曜日や時間割を工夫して、同じ学年をまとめて行うなどの工夫を行うこと。

## 「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」（平成30年3月）

## 【主な記載内容】

## III 水泳の安全管理

## 4.水泳場の安全管理（主な掲載 P.66）

## (1) 水泳上の構造の把握

利用上の注意を指導するために、指導者は水泳場の構造を把握しておく必要がある。特に、水深が急に変わる場所や排水口の位置、スタート台と近くの水深との関連、プールフロアを

使用しているかなどである。

## (2) 監視の徹底

- ア. 指導者と学習者相互による安全対策のほか、特に夏季休業中の水泳指導や自由時間の水泳では、監視係を設けることが重要である。
- イ. 監視者の位置は、水泳場全体を見渡すことができ、プールの角部分が死角にならないようにする。監視台などの高い位置からのほうがより良いといえる。
- ウ. 水面上はもちろんのこと水底にも視線を向けることが必要である。
- エ. 水深が急に深くなる場所や人と人が交錯するプールサイド近くは事故が起きやすいので、特に注意する。
- オ. 監視に必要な笛、メガフォン、救助道具などを用意しておく。
- カ. 監視の責任者はあくまでも教師等の指導者であるが、何らかお理由で見学する児童生徒等に補助監視者としての役割を与え、監視の目を多くすることも考えられる。
- キ. 水泳中の衝突を避けるために、レーンごとに泳ぐ方向を指示する。